

令和3年度 一般会計 予算内示 事業別概要書 (当初)

款	3. 民生費	大事業	17. 成年後見推進事業
項	1. 社会福祉費	中事業	
目	1. 社会福祉総務費	担当所属	高齢者福祉課

予算種別	補助/単独	事業区分	前年度 当初予算額	増減額	前々年度 決算額		5年間計画額		
臨時	単独	計画	0	0	5,183	実施計画	第1章	ともに支え合い誰もがいきいきと暮らせるまち（福祉・健康・子育て）	29,747
							基本施策1	地域福祉	令和3年度 9,875
									令和4年度 9,875
							施策1	地域の住民がともに支え合うまちづくりを推進します	令和5年度 9,997
								令和6年度	0
								令和7年度	0

本年度事業費	(歳入)	(歳出)
本年度当初要求額	2,349	
本年度当初査定額	2,349	8,282

財源内訳	国庫支出金	県支出金					その他	一般財源
本年度当初要求額	0	0					2,349	△2,349
本年度当初査定額	796	1,553					0	5,933

<事業に関する説明>

<p>(事業の概要) 成年後見制度利用促進に関する検討会を開催し、佐倉市成年後見制度利用促進基本計画の進捗確認を行います。成年後見支援センター事業を委託して実施します。</p> <p><主な業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申立手続支援 ・成年後見制度の周知、啓発 ・司法書士等による相談会 ・市民後見人及び市民後見人名簿登録者支援 ・中核機関の設置運営 ・地域連携ネットワークづくりのための研修会の開催 ・弁護士等を含めた 	<p>(事業の目的) 財産(預貯金、不動産等)の管理や社会生活上の契約(介護、施設サービス等)などについて、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な状況となった方を保護し、権利を守る成年後見制度の利用を促進します。</p>	<p>(事業の効果) 判断能力が十分でない高齢者や障害者等が、地域で安心して暮らし続けることができます。</p>
<p>(事業実施上の問題点) 成年後見制度の利用を促進するにあたっては、法律・介護・医療等の多様な専門職と緊密に連携していく必要があります。また、「中核機関」を基軸に、広報活動や地域連携ネットワークの構築を進めると共に、それにより増加する相談等に対する支援機能を強化していく必要があります。</p>	<p>(前年度からの見直し点) 令和2年3月「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。令和2年4月より計画に基づき利用促進事業を開始しています。成年後見支援センターに「中核機関」を設置し、受任調整機能、相談支援機能を強化するとともに、広報周知活動も進めています。</p>	<p>(見積についての特記事項)</p>

節	本年度 当初査定額	前年度 当初予算額	増減額
07	39	62	△23
12	8,243	6,648	1,595

節	款	項	目	節	細節	細々節	歳入特定財源科目名称	本年度 要求額	本年度 査定額	前年度 予算額	増減額
	16	02	02	01	03	00	成年後見制度利用促進体制整備推進事業補助金	796	796	0	796
	17	02	02	01	10	00	市民後見推進事業費補助金	1,553	1,553	756	797
差引一般財源								△2,349	5,933	△756	6,689